

# 長崎県立五島海陽高等学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針策定の目的と目指す生徒像

いじめを防止することで、全生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に意欲的に取り組み、自己肯定感や充実感が得られる学校をつくることを目的とする。その中で、お互いの人格を尊重し、心が通い合う人間関係を構築しようと努力する、心身ともに健全で調和の取れた人間の育成を目指す。

### 五島海陽高校いじめ防止基本宣言

「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。五島海陽高校は、いじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に取り組む事を誓います。

- (1) 「いじめ」の未然防止のために、良好な人間関係を保つ環境作りに取り組みます。
- (2) 「いじめ」の早期発見と予防のため、相談の機会を多く持ちます。
- (3) 「いじめ」が発生した場合には、誠実かつ毅然に対応します。
- (4) 「いじめ」に関する教職員の感性と対応力を向上させます。

## 2 いじめ対策委員会及び関係機関との連携

- (1) いじめの防止・早期発見・措置等について組織的に対応するため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセラー、養護教諭、学年主任、該当担任、外部委員からなるいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて外部関係機関と連携を図っていじめ問題に機能的に対処する。
- (2) いじめ対策委員会の活動内容は、次のとおりとする。
  - ① アンケート調査並びに教育相談に関すること。
  - ② いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
  - ③ いじめ事案への対応に関すること。

## 3 いじめ防止の具体的取組

- (1) 教職員の取組
  - ① 生徒一人一人の情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
  - ② 生徒個別面談の充実や積極的な生徒への声かけとともに、教職員による校内行事への参加によって、生徒と教職員の間関係の円滑化を図る。
  - ③ 情報モラルに関する指導を授業や講演会(携帯電話安全教室)等を通じて継続して行う。
- (2) 生徒の取組
  - ① 総合学習や特別活動の時間を利用した人権教育・道徳教育に積極的に参加する。
  - ② 鶴南特別支援学校高等部との共同学習を通じて、障害に対する理解を深め、人格を尊重する意識と態度を培う。
  - ③ 五島海陽高校さわやか運動に積極的に参加し、周囲の人との絆を広げる。
  - ④ 地域とのふれあいを重視し、感性を豊かにする体験活動(各種ボランティア活動や福江祭り)に参加する。

### (3) 保護者の取組

- ① 家庭内における子どもの観察ならびに学校との情報交換を密に行う。
- ② いじめ問題に関する研修会に参加する。
- ③ PTA 総会や学級PTA等においてのいじめ問題についての情報交換を行う。
- ④ 学校行事に参加する機会を増やし、子どもの学校での様子を参観する機会を増やす。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 教職員の取組

- ① 教員間及び保護者や外部機関（中学校や少年センター等）との連携の構築を行う。
- ② いじめについて生徒が訴えやすい環境作りに努める。

### (2) 生徒の取組

- ① 教員、保護者、友人への相談、あるいは必要に応じて学校外の電話相談等を活用して早期に行動する。
- ② 積極的な部活動や学級活動への参加により、人間関係の円滑化を図ることで相談しやすい友人を増やす。

### (3) 保護者の取組

- ① 子どもの観察ならびに学校との報告・連絡・相談を密に行う。
- ② 悩みを親へ相談できる家庭の雰囲気づくりに努める。

## 5 いじめに対する措置

### (1) 教職員の取組

- ① 複数の教職員による速やかな事実確認を行うとともに、「いじめ対策委員会」を開催して指導・支援体制を構築する。
- ② 被害生徒の保護、並びに保護者・関係機関との間で報告、連絡、相談を密に行う。
- ③ 個人情報適切に管理する。
- ④ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### (2) 生徒の取組

- ① 聞き取り調査等に対して、いじめの背景や人間関係の問題に関する事実確認に協力する。
- ② 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」、「お互いに助け合う」、という雰囲気づくりに努める。

### (3) 保護者の取組

- ① 子どもをいじめから守り抜くよう努める。
- ② 子どもにいじめをさせない意思を表示する。
- ③ 子どもに対しての継続的な対応と心のケアに努め、学校との連携を密にする。

## 6 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 県教育委員会と相談の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

附則 この方針は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 長崎県立五島海陽高等学校「いじめ対策委員会」設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、いじめ防止対策推進法第22条及び長崎県いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織である「いじめ対策委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うための中核的な組織とする。

(構成員)

**第3条** 委員会は複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者及びその他の関係者(外部委員)により構成する。

(役割)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口の役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめに組織的に対応するための中核としての役割

(外部委員の委嘱)

**第5条** 校長は、学校いじめ防止基本方針に基づき、外部委員に適任と判断される者を選し、委嘱するものとする。

(外部委員の解任)

**第6条** 校長は、特別の事情がある場合は、外部委員の委嘱を解くことができる。

(外部委員の任期)

**第7条** 外部委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

(守秘義務)

**第8条** 外部委員は、その任務を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(報酬)

**第9条** 外部委員には、原則として報酬は支給しない。

【附則】 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。